

人、自然、歴史、文化を緑で紡ぐ “風格のまち”

越前市 の基本計画

概要版





越前市緑の基本計画とは…

都市緑地法第4条に定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、森林や田園の緑の保全から、公園・緑地の整備、公共公益施設や民有地の緑化の推進にいたるまで、都市の緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めた総合的な計画であり、大きく分けて次の3項目について示しています。

1 緑地の保全及び緑化の目標

緑豊かでうまいのある越前市を市民や事業者とともに創造するため、基本理念や基本方針、目指すべき将来像を明らかにするほか、確保する緑地の目標水準や緑化の目標を定めています。

2 緑地の配置方針

越前市全体について、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」の4つの視点から緑地の配置方針を定めています。

3 緑地の保全及び緑化推進のための施策

都市公園等の具体的な整備の目標、住宅地や商業地、工業地などにおける緑化推進のための具体的な施策、市民の緑化意識の高揚を図るための施策などについて定めています。



緑がもつ様々な効果

1 住環境を快適にします

- ・みずみずしい空気を生み出し、夏の暑さを和らげます。
- ・地球温暖化を抑制します。

2 災害を防止・抑制します

- ・火災の延焼を防ぎ、災害時の避難場所になります。
- ・森林や田園は雨水を貯水し、水害の発生を抑制します。

3 心身をリフレッシュしてくれます

- ・ストレスを軽減し、充足感や休息感を与えてくれます。
- ・スポーツや屋外レクリエーション、緑とのふれあいの場となります。

4 動植物の生息・生育地となります

- ・動植物の生息・生育の場として、多様な生態系を守ります。

5 越前市らしい景観を構成します

- ・日野山や三里山などの山々の緑、日野川や鞍谷川などの水辺の緑、里山や田園の緑は、越前市らしい緑豊かで美しい景観を形成し、郷土の原風景として心に残ります。
- ・歴史とともに育まれてきたまちなかの神社や寺院の緑は、越前市らしいまちなみを創ります。



3 越前市の緑

1 自然の緑

- ・まちを取り囲む日野山や鬼ヶ嶽、若須岳、ホノケ山、武衛山、三里山、大谷山などの山並み
- ・平地に点在する村国山、茶臼山、妙法寺山、愛宕山、船山、岩内山などの独立丘陵地
- ・平地に広がる田園、貴重な動植物の生息域でもある良好な里地里山
- ・福井県の三大河川の一つである日野川や、吉野瀬川、鞍谷川、浅水川、服部川などの河川



(日野山と麓に広がる田園)



(村国山と日野川)



(佐山姫公園からの眺望)

2 歴史・文化の緑

- ・かつて越前国府として栄え、重厚な歴史を有するまちなみ、神社・寺院の境内林
- ・万葉の里としても知られる竹林等の地域林に囲まれる緑豊かなまちなみ
- ・全国一の手すき和紙の里としての特徴的なまちなみ、良質な水を供給する周囲の山並み



(緑豊かな総社大神宮)



(越前の里・味真野苑)



(岡太神社へ続く参道)

3 都市の緑

- ・芦山公園、白崎公園、和紙の里公園、花籠公園などの緑豊かな公園
- ・日野川河川緑地、みどりと自然の村、ハツ杉森林学習センターなどの自然を活かした緑の拠点
- ・道路や河川などの公共空間を活かした並木道



(自然豊かな白崎公園)



(日野川河川緑地)



(桜の咲く並木道)

4 身近な緑

- ・まちかどや空き地などを利用した市民の手によるポケットパークや花壇
- ・住宅地における生け垣やガーデニング、商店街などにおける店先の緑



(市民による樹木の植栽)



(住宅地の緑化の例)



(民有地緑化の例)

4 緑豊かなまちづくりに向けた計画の体系

基本理念

人、自然、歴史、文化を緑で紡ぐ、風格のまち

基本方針

1 市民とともに身近な緑を創り・育てる

- 公園・緑地を適正に配置し、市民のニーズを反映しながら整備を行います。
- 草刈や落ち葉の清掃など、市民とともに緑を美しく維持管理します。
- 鎮守の森や屋敷林など、地域のランドマークとなる樹木を保全します。
- 緑化に対する意識啓発や知識の普及、支援に努め、市民や企業主体による緑化を推進します。

2 歴史と水と緑が融和したまちなみを保全・創出する

- かつて越前国府として栄え、重厚な歴史を有する中心市街地では、歴史的なまちなみと丹南地域の中心都市としての都市機能が融和したまちづくりを進めます。
- 味真野市街地（万葉の里周辺）では、地域特有の風景を活かしたまちづくりを進めます。
- 今立市街地（五箇地区）では、和紙製造の家並みと周囲に広がる山並みが融和したまちづくりを進めます。

3 広がりのある緑のネットワークを形成する

- 都市緑化の先導役として、公共的施設の緑化を推進します。
- 道路や河川などを活用して、公園・緑地や公共的施設等を結ぶ全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。

4 まちの骨格を形成する緑を保全・活用する

- 緑豊かな越前市を印象付け、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。
- 市街地を取り囲む広大な田園、山あいにつながる里地里山の緑を保全します。
- 良好な自然環境を活かして、個性豊かな緑の拠点づくりを進めます。

緑地の整備及び保全、都市緑化推進のための施策

- 市民のニーズに合った緑豊かな公園・緑地の整備
- 協働による緑の維持管理
- 住宅地の緑化
- 商業地の緑化
- 工業地の緑化
- ランドマークとなる樹木の保存
- 緑化意識の普及・啓発
- 支援体制づくり



(市民に親しまれる公園づくり)



(市民による緑の維持管理)



(緑豊かな工業地づくり)



(ランドマークとなる樹木の保存)

- 顔となる国府のまちづくり
- 文化が薫る万葉の里づくり
- 歴史と伝統が息づく和紙の里づくり



(歴史と緑が融和したまちづくり)



(伝統と緑が融和したまちづくり)

- 公共公益施設・教育施設の緑化
- 道路空間を活かしたネットワーク
- 水辺空間を活かしたネットワーク



(公共公益施設の緑化)



(並木道等による緑のネットワーク)

- 緑豊かな山並みの保全
- 広大な田園の保全
- 個性豊かな緑の拠点づくり



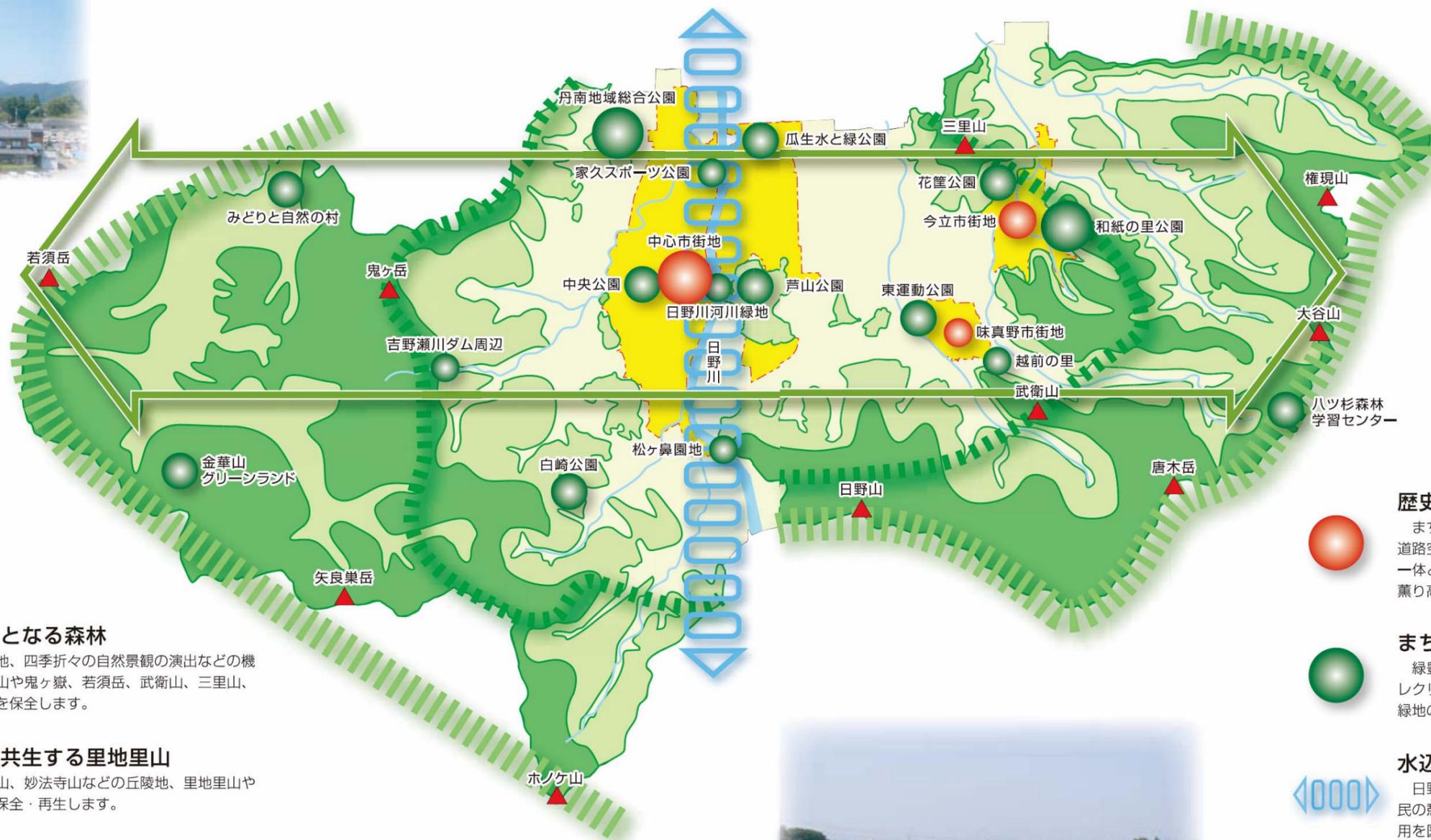
(良好な里地里山の保全)



(個性ある緑の拠点づくり)



新町から鬼ヶ岳方面への眺望



味真野から三里山方面への眺望

まちの骨格となる森林

動植物の生息地、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する日野山や鬼ヶ嶽、若須岳、武衛山、三里山、大谷山等の山々を保全します。

人と自然が共生する里地里山

村国山、茶臼山、妙法寺山などの丘陵地、里地里山や里川などの緑を保全・再生します。

緑の稜線

権現山～大谷山～唐木岳～日野山、若須岳～矢良巣岳～ホノケ山にかけて連なる山々の稜線をまちのシンボリックな緑として位置づけ、保全します。

市街地や里地里山を取り囲む三里山～武衛山、鬼ヶ嶽一帯にかけて連なる山々の稜線を重要な緑として位置づけ、保全します。

ふるさとの原風景となる田園

田園や神社・寺院の境内林、屋敷林などを保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。

歴史と文化が薫る緑のシンボル

まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共施設、民有地緑化の推進、神社・寺院と一体となった鎮守の森の保全などにより、歴史と文化の薫り高い緑の拠点を形成します。

まちの個性となる水と緑の拠点

緑豊かなまちを印象付けるとともに、市民や来訪者のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として、公園・緑地の整備・充実を図ります。

水辺の連携軸

日野川の河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。

緑の連携軸

緑の稜線を意識付けるとともに、東西に広がる地域を緑でネットワークするため、田園風景の保全や道路空間などを利用した緑や花づくりを進めながら、緑の連携軸を形成します。

花や緑で彩られた市街地

公園・緑地を適正に配置するとともに、道路や河川などを活かした緑のネットワークづくり、神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。



緑豊かな日野川の河川環境



6 計画の目標水準

平成17年を基準年として、10年後の平成28年を中間年次、20年後の平成38年を目標年次におき、確保すべき緑地の量や都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準を定めています。

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
緑地の確保目標量 (用途地域及びその周辺地域における緑地面積の割合)			約32%

(※都市公園などの施設緑地と風致地区などの地域制緑地を加えた緑地の合計です。国の目標では30%以上とされています。)

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
1人当りの都市公園面積	約20.7㎡	約23.3㎡	約23.6㎡

(※都市公園法で規定する公園緑地(基幹公園、特殊公園、緑地、大規模公園)の合計です。国の目標では20.0㎡とされています。)

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
1人当りの都市公園等面積	約27.7㎡	約30.6㎡	約31.0㎡

(※都市公園に公共施設(広場、公共公益施設、運動場、歩行者専用道路)の緑地を加えた合計です。)



7 都市緑化の目標

緑豊かなまちづくりを総合的に推進するため、都市の緑化に関する目標を定め、その達成に向けた取り組みを市民や事業者とともに進めます。

緑化の区分	緑化の目標・緑化推進の方針
都市公園	街区公園では30%以上、近隣公園以上では50%以上の緑被率の確保に努めるとともに、利用者の快適性の向上などを図るため、日陰のできる高木樹種の植栽に努めます。
街路樹	既存の路線では可能な限り街路樹等の整備に努め、新たに整備する路線では、樹種や樹形に配慮しながら道路緑化を推進します。
公共公益施設	多くの人の交流の場、市民の緑化意識を高める先導役として、可能な限り敷地や建築物自体の緑化を推進します。
住宅地	緑地協定なども活用しながら、植栽や生け垣づくり、敷際を花で飾るなど、市民の主体的な取り組みによる緑化を推進します。
商業地・工業地	敷地内や駐車場、敷地の周囲などへの緑化を誘導し、街路樹などの通りの緑と一体となった施設の緑化を推進します。

問い合わせ先

越前市建設部都市計画課

〒915-8530 福井県越前市府中1丁目13-7
電話 0778-22-3012(直通)
Eメール keikaku@city.echizen.lg.jp
ホームページ <http://www.city.echizen.lg.jp>

・この概要版は、「越前市緑の基本計画」をとりまとめたものです。
・詳しい内容につきましては、ホームページ、市役所及び各公民館にある計画書をご覧ください。